

## 次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に関する一般事業主行動計画

職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮することができ、職員と金庫が共に成長できる職場環境を実現するため、女性職員がライフイベントにとらわれることなく長期就業・活躍できる環境を整備するため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日から2024年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施期間

目標 1. 年次有給休暇の取得率を60%以上とする。

<取組内容>

- ・2021年4月～ ・勤怠管理システムを活用し、年次有給休暇取得を推進する。
- ・管理職についても積極的に年次有給休暇を取得し、有給休暇を取得しやすい環境を醸成する。

目標 2. 管理職の1つ下位の職位である代理職に占める女性の割合を25%以上とする。

<取組内容>

- ・2021年4月～ ・全職員意識改革のための、女性職員制服の廃止。
- ・人事部が主体となっていく、ジョブローテーションにより女性の職域拡大を図る。
- ・育児休業期間中も、スキルアップを図れるようeラーニングの活用を推進する。
- ・女性職員向けキャリアデザイン研修や男性職員向け意識改革研修等を実施する。